

平成30年3月20日

三好市議会議長 殿

議員名 並岡和久  印

平成29年度政務活動費収支報告について

三好市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項に基づき、
別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成29年度政務活動費収支報告書

議員名 並岡 和久

1 収入

政務活動費 204,000 円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	45,700	代表議員「竹内義了」報告分
研修費	132,853	議員セミナー講座 H29.5.26東京、H29.8.2東京
資料作成費	0	
資料購入費	59,400	
広報費	0	
広聴費	0	
会議費	0	
要請・陳情活動費	0	
合計	237,953	

3 残 額 0 円

様式第6号（申し合わせ第6条関係）

調査研究費支出一覧

年 月 日	支 出 内 容	金 額
平成 29 年 10 月 30 日 ～平成 29 年 10 月 31 日	代表議員「竹内義了」により収支報告書提出分 ・熊本県熊本市 「熊本地震後の議会の対応について」	45,700
合	計	45,700

平成29年11月10日

三好市議会議長 殿

代表議員名 竹内 義了 

平成29年度政務活動費収支報告について

三好市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項に基づき、
別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成29年度政務活動費収支報告書

代表議員名 竹内 義了

1 収入

(単位：円)

議員名	金額	議員名	金額
平田 政廣	45,700	並岡 和久	45,700
天羽 強	45,700	三木 和弘	45,700
千葉 清春	45,700	近藤 良仁	45,700
竹内 義了	45,690	大浦 忠司	45,700

政務活動費計 365,590円

2 支出

(単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費	365,590円	
研修費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
会議費		
要請・陳情活動費		

平成29年6月12日

三好市議会議長 殿

代表議員名 並岡和久  印

平成29年度政務活動費収支報告について

三好市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項に基づき、
別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成29年度政務活動費収支報告書

代表議員名 並岡和久

1 収入 (単位：円)

議員名	金額
並岡和久	71,403
三木和弘	71,403
近藤良仁	71,404

政務活動費計 214,210 円

2 支出 (単位：円)

項目	金額	備考
調査研究費		
研修費	214,210	
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
会議費		
要請・陳情活動費		

平成29年8月7日

三好市議会議長 様

議員名 並岡和久



研修会（開催・参加）報告書

次のとおり、研修会に参加しましたので報告いたします。

期 間	平成29年8月2日
研修会（開催・参加）場所	東京都中央区京橋1-7-1（TKP東京八重洲カンファレンスセンター）
研修会参加者氏名	並岡和久
研修会項目・概要	議員セミナー講座 講師：高橋伸介 研修テーマ：「効果的な質問方法」

（経費内訳）

項 目	金 額	備 考
会場借上料		
講師謝金		
参加費	15,000	議員研修セミナー受講料
旅費	40,800	（別途旅費計算書による）
交通費等	5,650	駐車場代1,200円（徳島空港） 高速料金4,450円（徳島自動車道）
合 計	61,450	

※ 領収書を添付すること。

所感・意見等

別紙報告書のとおり

様式第5号 (申し合わせ第5条関係)

旅費計算書

出張期間	平成29年8月2日から3日まで
出張先	東京都
出張者氏名	並岡和久

(内 訳)

区 分		自	至	道程(km)	金額 (円)	備 考
鉄 道 賃	運 賃					
	急行料金					
	座席指定料金					
船 賃						
航 空 賃		徳島空港	羽田空港		40,800	往復航空賃に宿 泊料含むパック 料金
車 賃	高速バス					
	タクシー					
	私用車					
宿 泊 料	夜分	四国外1人あたり上限13,100円 四国内1人あたり上限11,800円		航空パック運賃に含む円		
合 計					40,800円	

※交通費等(燃料代、高速道路使用料、駐車場使用料、自動車借上料)については、別途報告すること。

領 収 証

並岡和久 様

29 年 8 月 2 日

★

¥15,000

但「効果的な質問方法」

8/2 14:00~ 研修会受講代として

上記正に領収いたしました

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目

TEL



領 収 証

並 岡 様

No. _____

金 額	百	千	円
	5	0	000

但し 旅行代金として

29 年 7 月 31 日 上記正に領収いたしました

内訳

現金	
小切手	

収 入
印 紙

消費税額等

有限会社フジヤマトラベル

〒778-0003 徳島県三好市池田町

TEL. 0883- FAX. 0883-

抜者印



ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

利用証明書

料金所 徳島
TEL 088-665-0282

17年 8 月 3日 18時01分 17年 8 月 2日 9時03分

車種 普通 車種 普通
通行料金 ¥2,330- 通行料金 ¥2,120-
(クレジット) (クレジット)

入口料金所 - 松茂スマート ETC 有効期限21年 6月
 入口料金所 - 井川池田 ETC 有効期限21年 6月
 会員番号 (支払 - 1回払い) *****00234260
 会員番号 (支払 - 1回払い) *****00234260
 ケータイから高速道路の交通情報をチェック
 ケータイから高速道路の交通情報をチェック
<http://ihighway.jp> <http://ihighway.jp>
 西日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社
 大阪府大阪市北区堂島1-6-20 大阪府大阪市北区堂島1-6-20
 取扱番号203-0081703-00 取扱番号203-00250811-00

一般財団法人空港環境整備協会

徳島事務所

TEL 088-699-4169

領 収 証

精算機 #04	精算No.00774
発券機 #01	発券No.085457
入庫時刻 2017年 8 月 2日(水) 09:19	
出庫時刻 2017年 8 月 2日(木) 16:53	
駐車時間 1日 7:34	
駐車料金 1,200円	
合計 1,200円	
現金領受額 1,200円	
お預り 2,000円	
お釣り 800円	

またのご利用をお待ちしております。

平成29年8月7日

三好市議会議長 山子凱雄様

議員 並岡和久

研修会参加報告書

- 【受講期日】 平成29年8月2日（水）
- 【受講場所】 TKP八重洲カンファレンスセンター（東京都中央区京橋1-7-1）
- 【受講講座】 「地方議員研究会議会活動集中講座」
- 【講師】 高橋伸介（元枚方市議会議員）
- 【受講内容】 「効果的な質問方法」（14:00～16:30）

【所感】

枚方市議会議員を4期務めた高橋伸介氏の講座を受講し、地方議員としての経験を踏まえた議会における一般質問を効率的に進める方法などについて講義内容は、非常に興味深く参考となった。

一般質問とは、市政全般に対して市の見解を求めると共に、疑問をたずものであるが、自分自身が知っていることを聞き、知らないことは聞かない。つまり自分自身の事前の勉強とヒアリング力を高めることが重要とのことであった。市民が何を求めているかを十分把握し、市民の暮らしに直接かかわる一般施策に関して質問を行なった上で、政策提案型の一般質問とすることが重要であり、市民が議会に対して関心を持てるような議論が行えるよう、そのためにも効果的な一般質問をめざし、日々自己改革に努める必要があると痛感した。

効果的な質問方法

2017年7月20日 in 東京
8月2日 in 東京



1



職歴プロフィール

- 1977年(昭和52年) 京都信用金庫入社 三条支店配属 融資係、営業主任を経験
- 1984年(昭和59年) 新店舗開設準備委員、開店後支店長代理を経験
- 1986年(昭和61年) 友人とキモノクリニックの会社、(株)京都水昌堂を設立
- 1987年(昭和62年) 京都信用金庫を退職
- 1988年(昭和63年) (株)京都水昌堂 取締役
- 1991年(平成3年) 染色補正技能士の資格を取得(京友禅の色直し、染み抜き等)
- 1996年(平成8年) 別会社の染色補正指導員として関東地区への営業拡大
- 1997年(平成9年) (株)京都水昌堂 取締役退任 選挙準備に入る
- 1998年(平成10年) 京都・市民・オンブズパーソン委員会会員となる
- 1999年(平成11年) 無所属「完全1人選挙法」で枚方市議会議員選挙当選
- 2015年(平成27年) 4期の議員任期と副議長公務を終える

言葉の整理 一般質問とは

議員が市政全般に対して市の見解を求め、疑問をたずぬるものです。枚方市議会では、通常 6・9・12 月の各定例会月議会で一般質問が行われます。(枚方市議会 HP)

(一般質問)「枚方市議会会議規則」より

第 63 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。★臨時会や代表質問の時は行われない

5

標準市議会会議規則では

第 62 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

② 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

地方議会運営辞典では

一般質問とは、議員がその属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことです。(正す×、質す○)

6

質疑のポイント

★議題外の発言はできない

★蛇足ながら、誤った認識で何ら事実の裏付けのない単なる「演説」「要望」もタブーです。「指摘」は可尚、「要望」はかならず書面で行うこと

- 職員用で盗筆出来?

(参考) 代表質問とは

3月の定例会議会で行われる市長の市政運営方針及び市長選挙後初の定例会議会で行われる市長の所信表明に対し、市議会各会派を代表して行う質問のことです。

9

今までの質問スタイル

レベル1 地元・住民要望型

多くの議員の皆さんが得意とする分野 住民と直接対話
ご自身の議員報告でアピール度最大 次回選挙にも直結！・・・これに地域活動が加われば鬼に金棒！

選挙対策としても依然として最大有効！！

道路補修整備、下水整備、浸水対策、渇水対策、少子高齢化対策、病院、診療所、学校教育、保育所、待機児童、消防・救急、防犯灯・カメラ、周辺環境・整備等

例えば職員給与の質問でもレベル1とレベル2がある

民間比較して単に給与削減を求める質問から、給与表の重なり（重複）を指摘し年功序列を見直す質問まで幅広い。現在は職員がやる気に応える給与改革が求められる

参考：箕面市人事給与構造改革（人口約13.5万人）

「年齢×処遇に一致」から「責任×処遇の不一致」の是正

そのために行政職・技能職・専門職給料表の見直し

その他、管理職手当、特殊勤務手当、住居手当、退職手当も見直し

多面評価制度も導入

13

ファシリティマネジメントとは

社屋、工場などの施設（ファシリティ）を効率的に管理する手法

戦略的に重要なものについては自前で保有し、重要ではないものは利用料を支払う形に変動費化するのがファシリティマネジメントの基本

ファシリティマネジメントにより組織文化を改革することもできる。たとえば自治体が管理する文化会館や図書館といった施設の運営を外部へ委託することで競争原理が働き、サービスの質が向上する。さらに、自治体職員が委託先企業との交渉、協力などを行うことに伴い、民間企業のような柔軟な組織文化が育っていくことが期待されている。行政改革の一環としてファシリティマネジメントの手法を取り入れている政府組織、自治体は多い（日本大百科全書より）

14

地域経済分析システムとは

リーサス RESAS (Regional Economy (and) Society Analyzing System)

地方自治体の様々な取り組みを情報面から支援するために、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステムです。

客観的なデータに基づき地方におけるヒト・モノ・カネの流れを「見える化」して、誰でもその地域の現状や課題を把握できるようにしたもの。

19

彼を知り己を知れば百戦殆うからず

市長が議員に求めるタイプを3つに分ける

A タイプ市長 「知識のある人」、「情報発信力のある人」、「行政の不足を指摘してくれる人」を議員に望む市長

B タイプ市長 「議会をまとめてくれる人」、「行政事務にも理解ある人」、「普通の議員である人」を議員に望む市長

20

C ランク市長は次の選挙で落とす

とは言うものの C ランク市長であっても議員には市政の発展、住民福祉の向上という崇高な任務があるで、C、に対する対策：・・・議会がまとまれば条例を打ち出し施策を進めることも可能・・・

裏技：「駆け引きはしてもいいが、取引（経済行為）をしてはいけない」という裏格言（裏技の対策：ミイラ取りがミイラにならないためには見える化を進める）

23

執行部から見た議会質問

市長の見方と似ているが議員の仕事力についてはよりシビアに見ている

幹部職員から聞きますと（飲み会の席で）

1. 勉強不足なのに上から目線（素直になってほしい）
2. 選挙前だけは異常に頑張る（常に頑張ってもらいたい）
3. 日頃何をしているのかわからない（見えない？）

24

少子高齢化・人口減少の中で「商店街活性化」は「地域活性化」と同義

電気店の世界では大手中心だが「パナソニックのお店」もある。なぜ！

- 議員は現場と密接。現場の知識・知恵を提案し行政の共感を得、そして行政と協働へ そのことが「2元代表制」であり「車の両輪」が機能する

注意：特定の利益誘導にならないように「駆け引きはしてもいいが、取引（経済行為）をしてはいけない」を肝に銘じてください

27

一般質問に求められるもの

執行部が身体でわからない問題を具体的に指摘・改善策を出す 執行部は「なるほど」と思いたい

指摘・提案＝共感＝協力＝実行のサイクル

注意：理想形なので議員は裏技も駆使(^-^ゞ

28

一般質問の学芸会批判には

片山善博元鳥取県知事が当時の県議会批判をした

後に、「学芸会」ではセリフを暗記することから「朗読会」となった

- 普通の議員がガチンコ（質問通告書のみ）をすると混乱する可能性大（町村議会では通告書のみが見受けられる）
ガチンコは自己責任で

★「朗読会」から「一流の舞台」へハートを込める(^-^)/

31

最後に

議会の監視評価機能と政策立案機能を発揮する方向（質問）で進みそのプロセスには「見える化」が求められる。

このことが地方自治の本旨（住民自治・団体自治）につながる

32

領 収 証

並岡 和久

様

No. _____

★ 12,744円

但「しんぶん赤旗」日曜版 2017年4月~2018年3月分

2018年3月7日 上記正に領収いたしました

郵送料金

内 訳 @823円x12月
日曜版郵送料金 @239円x12

〒776-0020 徳島県吉野川市鴨島町西麻植字大

日本共産党阿北地区委員会

電話(0883) _____

FAX(0883) _____



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

領収書

並岡 和久 様

金額 9,540円也

但し「議会と自治体」一年分(平成29年4月~平成30年3月)

平成30年 3月 5日

日本共産党阿北地区委員会

776-0020

吉野川市鴨島町西麻植字大

TEL 0883-24- _____



領 収 証

平成 29 年 5 月 1 日

並岡 和久 様

平成 29 年 4 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役 [Redacted]
三好市池田町白地井ノ久保 [Redacted]
TEL 0883-74-[Redacted]

領 収 証

平成 29 年 6 月 1 日

並岡 和久 様

平成 29 年 5 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役 [Redacted]
三好市池田町白地井ノ久保 [Redacted]
TEL 0883-74-[Redacted]

領 収 証

平成 29 年 7 月 1 日

並岡 和久 様

平成 29 年 6 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役 [Redacted]
三好市池田町白地井ノ久保 [Redacted]
TEL 0883-74-[Redacted]

領 収 証

平成 29 年 8 月 1 日

並岡 和久 様

平成 29 年 7 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役 [Redacted]
三好市池田町白地井ノ久保 [Redacted]
TEL 0883-74-[Redacted]

領 収 証

平成29年8月1日

並岡 和久 様

平成 29 年 8 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
TEL 0883-74-

領 収 証

平成29年10月1日

並岡 和久 様

平成 29 年 9 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
TEL 0883-74-

領 収 証

平成29年11月1日

並岡 和久 様

平成 29 年 10 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
TEL 0883-74-

領 収 証

平成29年12月1日

並岡 和久 様

平成 29 年 11 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
TEL 0883-74-

領 収 証

平成29年12月29日

並岡 和久 様

平成 29 年 12 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
☎ 0883-74-

領 収 証

平成30年2月1日

並岡 和久 様

平成 30 年 1 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
☎ 0883-74-

領 収 証

平成30年2月1日

並岡 和久 様

平成 30 年 2 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
☎ 0883-74-

領 収 証

平成30年3月12日

並岡 和久 様

平成 30 年 3 月分

☆ ￥3,093-

但 朝日新聞代金として
上記正に領収いたしました

有限会社 三宅新聞店
代表取締役
三好市池田町白地井ノ久
☎ 0883-74-